

## 管理に係る重要事項調査依頼書

当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第5号、同法施行規則第16条の2、及び昭和63年11月21日建設省計動発第89号により、下記マンションの重要事項について、必要費用を添えて貴社に調査を依頼致します。

調査依頼年月日		20    年    月    日	
宅地建物取引業者	会社名		
	所在地	〒    - TEL:        (        ) FAX:        (        )	
	免許番号	国土交通大臣 (        ) 第        号 知事 (        ) 第        号	
	担当者	(所属部署) (氏 名)	
	名称	熱海桃山マンション	
調査対象マンション	所在地	静岡県熱海市桃山町28-40	
	売却依頼主	(住戸番号)	
		(氏 名)	
調査依頼項目 ※必要項目に☑を記載してください。	<input type="checkbox"/>	重要事項調査報告書	費用: 18,700円(税込)
	<input type="checkbox"/>	管理規約(写し)	費用: 6,600円(税込)
	<input type="checkbox"/>	分譲パンフレット(図面集/写し)	費用: 4,400円(税込)
	<input type="checkbox"/>	-	-

**【備考】**

※発行手数料を入金する際は、振込金額に間違いがないようご注意ください。  
 ※総会議案書等の資料は、発行しておりません。  
 売却依頼主様へご確認をお願いいたします。  
 ※総会議事録等は現地の管理事務所にて保管しております。  
 区分所有者または利害関係人の方は書面による請求により、管理事務所にて閲覧することができます。